

病児・病後児保育 利用基準

1 病児・病後児保育利用の申し込みについて

- (1) 病児・病後児保育利用の際は医師連絡票兼利用申込書（医師記入）を提出する。
- (2) 原則、医師連絡票兼利用申込書の有効期限は医師の記入日（受診日）から1週間とする。
- (3) 一度通常保育に切り替わると無効となる。
- (4) 有効期限内で病後児保育から病児保育への移行は不可。症状悪化時は再度受診をすること。
- (5) 病後児保育への移行は園が判断する。

2 症状・疾患に関する利用基準

(1) 病児・病後児保育が**利用不可な状態**

- ①体温が持続的に 39.0℃以上ある（39.0℃以下であっても症状によっては受け入れ不可）
- ②活気がなくぐったりとしている
- ③水分が取れていない
- ④脱水症状がみられる（皮膚や口唇の乾燥、尿が出ない、ぐったりしているなど）
- ⑤呼吸困難がみられる
- ⑥激しい腹痛・頻繁に起こる下痢・嘔吐がみられる
- ⑦基礎疾患があり感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態
- ⑧てんかん、熱性けいれんが頻回に起こっている（前回の発作から 48 時間以上経過していない）
- ⑨その他、医師が利用できないと判断した場合

(2) 以下の感染症に関しては病児・病後児保育ともに**利用不可**

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ①インフルエンザ | ⑧流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| ②新型コロナウイルス | ⑨結核 |
| ③咽頭結膜熱（プール熱） | ⑩百日咳 |
| ④流行性角結膜炎 | ⑪腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O26、O111 等） |
| ⑤麻疹（はしか） | ⑫急性出血性結膜炎 |
| ⑥風疹（三日はしか） | ⑬侵襲性髄膜炎菌感染症 |
| ⑦水痘（水ぼうそう） | |

(3) 以下の感染症に関しては利用目安を満たしていれば利用可能。

疾患名	利用目安
① 感染性胃腸炎・ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス)	嘔吐が治まり、下痢は軟便になっていること (水様便の場合は受け入れ不可)
② 突発性発疹	水分摂取ができていること
③ ヘルパンギーナ	水分摂取ができていること
④ RS ウイルス感染症	呼吸状態が安定し、水分が取れていること
⑤ 手足口病	水分摂取ができていること
⑥ 溶連菌感染症	抗菌薬の内服を開始していること
⑦ マイコプラズマ肺炎	呼吸状態が安定し、水分が取れていること
⑧ 帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになっていること
⑨ 伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと